

- 1. 申込み、準拠条項、修正及び撤回：**本文書（以下、「本約定」という。）は、本約定並びに売主及び買主との間で締結された署名のある合意のみに従い、Donaldson Company, Inc.又は該当する見積書、注文確認書、請求書、あるいはその他の販売に係る文書（以下、「販売文書」という。）に記載された Donaldson Company, Inc.又は Donaldson Company, Inc.の関連会社（以下、「売主」という。）から、販売文書において記載された買主（以下、「買主」という。）に対して、商品及びサービスの又は両方又はいずれか一方を提供するために行われた申込み又は反対申込みである。本約定は、いかなる場合でも、売主の販売員、販売代理店、又は販売代理人が本約定を受領することをもって、買主の申込みを受諾することを意味するものではない。ここにいう販売は、買主の本約定への同意のみを明示的な条件とする。買主からの各注文は、本約定のみに従い、商品及びサービスの両方又はいずれか一方又を買主が購入する申込みだと見なされるものとする。確認、商品の出荷、又はサービスの開始のいずれかによる、申込みの受諾は、商品又はサービスの識別又は質に関するものを除き、申込みの条件又は見積りの要求に関して売主が受諾したことを意味するものではない。売主は、買主からの注文、見積り依頼又はその他の連絡に含まれる、本約定に追加された又は本約定に相違する条項には従わないものとする。いかなる本約定に追加された又は本約定に相違する条項も、その法的強制力又は効力を有さない。売主は、買主が受諾する前はいつでも申込みを撤回することができる。販売文書、製品免責条項、製品の重要な注意書き、製品特有の保証証明書及び売主の見積り又は提案を含む、本約定に含まれる又は参照により本約定に組み入れられた条項は、本約定に記載された取引を対象とする売主と買主の間における完全な合意を構成し、両当事者間で締結される秘密保持契約又は非開示契約がその条項に従い効力を有する場合を除き、本合意に含まれていない又は組み込まれていない条項は存在しない。口頭による表示は、当該部分につき、本約定の対象外となり又は本約定に劣後する。いったん受諾された申込みについては、買主は変更することはできず、本文書も、売主の権限のある代表者の署名のある書面に基づく場合を除き、一切変更することができない。本約定の規定に関わらず、商品及びサービスの両方又はいずれか一方の販売に係る、両当事者の署名の書面による契約が存在する場合、当該契約の各条項は、本約定と矛盾しない限りその効力を有する。
- 2. サービス：**買主は以下を遵守するものとする：(i) サービスに関するあらゆる事項について売主と協力し、売主が合理的な範囲で要求した場合、それに従って買主の建物及びその他施設に売主が立ち入れるようにすること、(ii) 売主が本約定の要件に従ってサービスを履行するために合理的に必要な指示、情報、承認、許可又は決定について売主の要求に速やかに応えること、(iii) 売主が適時にサービスを実行するために、売主の要求に応じて材料又は情報を提供し、買主の提供した材料、機器又は情報が、全ての重要な点において、完全かつ正確であるよう保証すること、(iv) サービスに必要な許可、承認、ライセンス及び同意を、全て取得及び維持すること、(v) 本約定の効力発生日に先立つ、サービスに関連する全ての適用法令を遵守すること。
- 3. 注文の承諾と準拠法：**いかなる注文も、売主が書面で承諾及び承認しない限り、売主に拘束力を有さない。売主の承諾は、郵送又は電子通信によって配達されるものとする。売主の現地法にて許可される場合、売主は、自らの裁量で、注文を保留し又は取り消すことができる。本約定には、抵触法の原則に拘らず、売主の事業体の本社所在地の管轄（以下、「法域」という。）の法令が適用され、当該法令に従って解釈されるものとする。本約定に起因又は関係する、いかなる訴訟、法的措置、手続も法域に所在する適切な裁判所で開始されるものとし、各当事者は、いかなる当該訴訟、法的措置、手続においても、取消不能の形で当該裁判所の専属裁判管轄に服するものとする。両当事者の権利及び義務は 1980 年に署名された国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠しないものとする。
- 4. 出荷、納入及び滅失のリスク：**売主が別途書面で同意しない限り、商品の所有権およびそれに伴う損失または損害のすべてのリスクは、売主の製造または流通施設である FCA（Incoterms® 2020）買主に移転し、買主が負担するものとする。買主の注文書には優先運送業者を指定する必要がある。指定しない場合は、FCA 出荷条件にかかわらず、商品は売主によって先払いおよび追加の方式で輸送されること。売主が先払いおよび追加の方式で出荷を手配する場合、商品の準備および出荷に対する売主の補償として、すべての運賃に取扱手数料が加算されること。売主の出荷場所で運送業者に商品の引渡しを納入とみなす。買主は、商品の発送に関連するすべての運賃、売上税、その他の税金、関税、保険費、その他の費用を負担するものとする。商品またはサービスの配送、数量又は品質に関して紛争が発生した場合、商品またはサービスが配送されなかったこと、またはその数量又は品質が注文どおりでなかったことを証明する責任は買主が負うものとする。売主は、買主が運送中の商品に保険をかけることを推奨する。注文書にて希望の運送業者が明記された場合、商品の輸出に関する費用、報告、

輸出管理法の遵守については買主が責任を負う。これは、特定経路輸出取引とみなされ、該当する国特有の規制が適用される。売主の運送業者を利用する場合、買主は、出荷の際の商品の滅失又は破損に関する何らかのクレームがあれば、売主が対象商品を運送業者に納入してから10日以内に売主に通知しなければならない。これに準じて通知がされなかったクレームは全て放棄される。売主は、商品の滅失又は破損について買主が運送業者に対して行ったクレームについて、買主に協力する。買主は、商品運送中の滅失又は破損について、運送業者に対して賠償請求を行うものとする。売主は、自らその裁量で必要だと判断しない限り、買主の顧客へ「直送」を一切行わない。両当事者が別途書面にて同意しない限り、買主は、注文日から6か月以内に、注文した全ての商品を引き取らなければならない。当該期間に全ての出荷が完了していない場合、買主は売主が設定した取消手数料を支払うものとする。売主は、長期にわたり商品を留め置くことに同意することができ、その際の保管又は管理に係る手数料は全て、買主が負担する。

売主が指定する出荷日は、売主が注文を受領した日から商品の製造に必要な期間を合理的に見積もって示される。すべての当該出荷日は概算であり、別途書面で明確に合意されない限り、当該出荷日に商品の船積みを行い又は商品を納入することを売主が約するものではない。商品は、売主の裁量により分割出荷されることができる。売主が、商品の設計又は仕様を変更する必要があると判断した場合、出荷日は、商品の設計、仕様又は販売条件について合意に至った変更を達成するのに必要な期間分だけ、伸張されるものとする。サービスに関し売主が指定する履行日は、当該サービスの開始及び完了に必要な期間を合理的に見積もって示される。サービスの中には適切な環境条件を条件とするものがある。天候を含む、不適切な環境条件又は現地条件を原因とするサービスの遅延は、本約定の違反とはならないものとする。

5. **検査:** 買主は、受領の際、商品又はサービスを検査し、また出荷された商品が保証内容に従ったものか判断するために適切な試験を実施する権利を有する。買主は、商品が保証内容に従ったものであるかに関わらず、試験に供された商品全てにつき、契約上の価格を当社に支払うものとし、また検査又は試験により生じた全ての費用を負担する。買主が、商品又はサービスを受領してから10日以内に、商品又はサービスの検査を行わなかった場合又は保証内容に従っていないものがあることを売主宛に書面で通知しなかった場合、買主が有する検査及び保証内容に従っていないものを拒絶する権利を放棄したものとみなされ、買主が取消不能な形で商品を受け入れたものとする。
6. **保険:** 両当事者は本約定に示された責任範囲を填補するのに十分な保険に加入し、これを継続するものとする。売主又は買主は、相手方当事者からの要求があれば、填補範囲を証明する保険に関する基本証書を提示する。いかなる場合においても、買主は売主の保険契約上の追加の被保険者になることはなく、また、売主は自らの求償権を放棄することもない。
7. **保証:** 売主が発行する、製品特有の保証又は製品免責条項で別途定められる場合を除き、売主は、自らの工場からの出荷日より1年間、売主によって製造された又は本約定に従って販売された場合の両方又はいずれか一方に係る商品全てが、材料及び製造において欠陥がないことを買主に対して保証する。買主のみが、商品が買主の特定の目的に適合し、並びに商品が買主のプロセス及び用途に適しているかどうかを判断する責任を持つ。売主の意見、技術及び技術面の情報並びに推奨は、買主の便宜のために提供されるが、その正確性又は完全性を保証するものではない。売主が保証期間内において、商品が売主の保証内容を満たしていないとされる書面による通知を受領した後、売主が自らの裁量で当該クレームが正当であることを判断した場合、上記の保証又は売主が発行する保証に違反していることについて、売主の選択するところに従って、売主唯一の義務及び買主唯一の救済手段として、以下のいずれかを行う：(i) 対象商品の修理又は交換、(ii) 売主から買主への購入代金の与信又は払い戻し。修理又は交換の場合、売主は、部品の出荷に係る費用は負担するが、欠陥があったとされる商品の除去、修理、交換、又は再設置のための人件費については責任を負わない。商品の修理や交換にあたっては、新たに作り直された商品が使用されることがあるが、この場合、修理又は交換された商品の保証は、修理又は交換された商品の残存する保証に限定されるものとする。売主以外の者による修理や再加工は、どのような場合においても、売主の事前に書面による許可がない限り認められず、また本約定上の保証は及ばない。売主は、同様のサービスに関して一般的に認められる業界基準に従って、プロフェッショナルかつ手際の良い方法で、かつ必要な技能、経験、資格を持った職員を使用して、販売文書に従ってサービスを実施することを買主に保証する。上記に規定する保証に基づく請求を受けて実施されるサービスに関して売主は、自らの裁量で以下のいずれかを行うものとする：(i) 対象となるサービスの修復又は再履行、又は、(ii) 契約料金に比例した請求対象のサービスの料金の与信又は払い戻し。これらは、サービスに関する上記保証の違反に対する、売主唯一の義務及び買主唯一の救済手段であるものとする。第三者が製造した製品（以下、「第三者製品」という。）が、売主の商品を構成し、売主の商品を包含し、売主の商品に包含され、組み込まれ、付属し、又は売主の商品と一緒に梱包されることがある。買主は、以下の事項に同意する：(a) 第三者製品は、本約定第7項に規定する売主の保証の対象外とされ、本来の製造者による保証のみが及ぶこと、(b) いかなる場合においても、売主の責任は自らが設計及び製造した商品だけに限定されること。商品の所有権に関する売主の保証を除いて、売主は、いかなるものでも、明示的あるいは暗示的であることを問わず、あるいは口頭のもの、法令によるもの又はその他を問わず、あらゆる保証を明示的に否認し及び排除する。こうした保証の対象には商品性、特定目的適合性、第三者の知的財産権への非侵害性及び技術的助言あるいは推奨、取引あるいは履行の過程又は商慣習あるいは商慣行に伴うあらゆる種類の保証が含まれるが、これらに限定されない。売主は、以下の場合による商品の通常の摩滅及び劣化又は欠陥又は破損について責任を負

わず、買主が費用を負担するものとする：不適切な設置、事故あるいは商品の使用、維持管理、修理あるいは改変に起因する場合、商品の保管、設置、試運転あるいは使用に関する売主の指示に反する使用、あるいは商品設計上の性能に関する売主の指示に反する使用に起因する場合、売主単独の判断に基づいて、商品の性能あるいは信頼性に悪影響を及ぼされたと考えられる場合、又は乱用、誤った取扱い、誤用、放置、あるいは予測不可能もしくは意図しない環境における、あるいはその他の売主の過失のみによるものではない何らかの原因に基づく接続、結合又は使用に起因する損傷を受けたと考えられる場合。売主の保証は、買主によって提供される情報が全て正確であることを条件とする。買主が提供した情報又はデータが変更され、又は不正確であった場合、本約定に規定する保証は無効となる。売主は、商品の動作が途切れないことあるいは誤作動のないこと、別途合意のない限り商品の機能が買主又は買主の顧客の要望を満たしていること、又は商品が買主や買主の顧客がその用途のために選択した他の製品との組み合わせで上手く作動することを保証しない。

8. **求償権の放棄：** 買主は、損害回復の理論の有無にかかわらず、全ての商品、部品、又は関連サービスの設計、試験、製造、販売、注意事項、使用、維持管理、又は設置に何らかの方法で関連する、買主の保険者に対して行使しうる全ての求償権を放棄することに同意する。
9. **核関連用途の排除：** 本約定において販売される商品及びサービスは、いかなる場合においても、核又は核に関連する用途のための使用を意図するものではない。買主は、以下のすべてを遵守する：(i) 本項に規定する制限に従って商品及びサービスの提供を受けること、(ii) 商品及びサービスの提供を受けるあらゆる範囲の次の購入者又は使用者に対して、当該制限を書面で伝えること、(iii) 以下に起因するあらゆる種類のクレーム、損失、責任、訴訟、判決及び損害（付随的損害及び派生的損害を含む。）から売主を保護、補償及び免責すること：訴因が不法行為、契約又はその他の要因に基づくかどうかに関わらず、売主の責任が過失責任又は無過失責任に基づくという主張を含む、核又は核に関連する用途における商品及びサービスの使用。
10. **買主のプロセス、材料及びシステム：** 買主は、濾過製品のみを購入する。買主は、技術、システム設計、プロセスの安全性、環境面の安全衛生又は規範及び基準遵守に関連するサービスを含む、サービスを購入したことはなく、売主に対してこれらサービスの提供を依存するものでもない。売主は、本合意に基づいて、必須ではないものの無償で提供した情報、支援、又は助言に関しては、あらゆる責任が放棄される。両当事者は、そのプロセス、製品及び成分に関連する危険については、その危険が火災、爆発、材料の取扱い、あるいは有害な粉塵、煙あるいはその他の汚染物質への曝露に関連する危険であるか又はその他の人体あるいは財産にリスクを引き起こす危険であるか否かに関わらず、買主が単独で一切の責任を負うものとするに合意する。プロセスやシステムの所有者として、買主には、あらゆる適用法令、基準及び規制を遵守し、あらゆる危険を安全に軽減する責任がある。買主は、そのプロセスや機器からの排気が安全で受容可能で、かつ許容限度内であり、売主の製品の作動が安全であることを常に保証するものとする。両当事者は、買主のプロセス又は売主の機器からの汚染物質、粉塵、排気又は煙への曝露について、売主が責任を負わないことに同意する。買主は、売主が設計、承認、設置、作動又は維持管理を行っていないシステムの内部において使用される部品製品を自身で購入していることに同意する。売主は部品製品の供給業者であるに過ぎない。買主の従業員、請負業者、代理人又は第三者が買主のプロセス、材料、原料又はシステムからの排気、粉塵、煙、又は汚染物質への曝露の結果として、損害を受けたと主張する場合、買主は、本約定に従って、売主に対し完全に補償や擁護を行うことに同意する。
11. **政府への販売：** 売主は、米国連邦調達規則（以下、「FAR」という。）又は国防連邦調達規則（以下、「DFAR」という。）の規定又は条項を本約定及びいかなる注文書にも適用することを同意しない。また、買主は、自らが提出した注文書又はその他の書類に含まれる、FAR又はDFARの規定について、売主の役員が別途書面で同意しない限り、その効力又は効果を有さないものとするに同意する。
12. **掛売及び支払い：** Donaldsonの信用審査部が承認した買主に対してのみ、掛売口座が開設される。請求書で異なる期限が指定されない限り、掛売での販売の支払期限はすべて、請求書の日付から30日後とする。期限までに支払の終わっていない金額については、支払が終わるまで、年率8%の利子又は法令上許容される最も高い利子のいずれか低い方の利子が付くものとする。売主は、自らの単独の見解に基づき、買主の財務状況に応じ、掛売の変更あるいは停止又は本約定に規定する掛売の条件をいつでも変更する権利を有する。売主は、買主に通知し又は通知することなく、自らの単独の見解に基づき、買主の財務状況に応じ、自らの見解に基づいて、本約定に基づき、いつでも作業及び出荷を停止することができる。この場合、本約定又は法令で規定する何らかの救済手段に加え、売主は、信用が回復するか又は売主が作業を継続するまでに、買主に対し、現金の支払又は売主が満足する保証を求めることができる。買主が売主に対して支払を行わなかった場合又は売主が満足する保証を提供しなかった場合、売主は、それまでに完了済又は進行中の作業に係る契約代金の全額の支払を強制することができる権利を有する。買主が期限までに支払を行わなかった場合、出荷の条件に関わらず、及び当該出荷が本約定又は売主買主間のその他の販売に関する契約のいずれに従って行われたものであるかを問わず、買主は、買主に対して行われた全ての出荷に関する未払全額を直ちに売主に支払うものとする。その際、売主は、買主が自らの支払をすべて終えるまでの間、その後の出荷をすべて差し止めることができる。売主が、支払全額に満たない金額の支払を受けることは、売主が有する権利を放棄したことを意味するものではない。

- 13 .最低注文数：最低注文数は該当見積書に記載する。
- 14 .価格及び見積書：商品の注文は、買主に対して売主が送付する見積書で別途明記されない限り、売主が注文を受諾した時点における有効な価格で、請求される。価格には運送料又は関連費用は含まれない。製品リスクは、本約定により、両当事者間で配分され、商品の価格に反映される。見積書は、別途明記されない限り、30日間有効であり、見積書を受けて買主が発行した注文書を売主が確認して受諾するまでは、いかなる義務を表すものではない。注文書に基づく価格及び売主の業務は、当該注文書の対象となる商品を製造する時点における、売主の資源の利用可能性及び費用に左右される。
- 15 .特別梱包及び特別装置：買主は、売主に対し、輸出のための梱包等、売主の標準的な梱包を超える特別梱包に要した費用及び商品出荷のための特別装置（引き上げゲートや折り畳み屋根等）の使用に要した料金を支払い、又は払い戻しを行う。
- 16 .カタログの重量及び寸法：カタログの重量及び寸法は見積りの対象であるが、保証の対象ではない。
- 17 .取消、停止及び撤回：受諾された注文は、売主が書面で合意した場合を除き、買主によって変更し又は取消することはできないものとする。変更又は取消があった場合でも、変更された注文書に明記されているか否かに関わらず、本約定のみに従うものとする。標準仕様の商品の注文を取り消す場合には、取消手数料が発生する。改造された商品あるいは特別注文された商品又は通常の数量を上回る標準仕様の商品を取り消した場合、買主は、売主が負担した手数料及び内部費用を含む、すべての費用及び出費を売主に対して補償する。取消のための費用は、特別注文の程度及び進行中の作業状況に応じて、取消の対象となった注文価格の全額となることがある。買主が自らの義務を履行しなかった場合、破産宣告を受けた場合、支払停止処分を受けた場合、支払猶予を要請した場合、自らの事業の清算を開始した場合、自らの資産の一部あるいは全部の差押を受けた場合、又はこれらと同様の手続きあるいは処分の対象となった場合、売主は、事前の通知なしに、費用、損害及び利子について補償を受ける権利を毀損することなく、自らの見解に基づいて、書面で宣言することにより、全て又は一部の注文を停止し、取消し又は撤回を行う権利を有する。
- 18 .返品：売主が書面で明確に承認した場合、未使用で、欠陥がなく、かつ販売可能な状態の商品を、買主の費用負担で売主に返却することができる。また、返却の際には、取扱及び再保管に係る手数料の負担が生じ、売主に連絡を取ることで取得可能な条件が追加されることがある。売主は、返品承認のない商品、又は使用、改変あるいは改造された商品については、一切の返品に応じない。
- 19 .修理、改変及び改造：売主が保証対象外の商品の修理を要求された場合、当該修理は、当該修理の依頼者の費用負担で修理を行うものとする。売主以外の者による商品に対する改変又は改造は、売主が明確な事前の書面による承認がない限り許可されず、保証の効力は及ばない。
- 20 .責任の制限：売主は、使用、事業又は収益の喪失を含む、どのようなものであれ、利益の損失、派生的、偶発的あるいは間接的損害賠償、又は特別損害、又は約定的、懲罰的あるいは付随的損害賠償について責任を負わないものとし、本約定によって全て免責される。売主が、損害賠償の可能性について予め知らされていた場合においても、及び保証、契約、過失責任又は無過失責任を含む、法理論が主張されていた場合においても同様である。売主が買主に対して負う直接の損害又は買主の顧客に対して負う責任の両方又はいずれか一方は、いかなる場合でも、請求又は訴因の原因となった、売主が製造した特定の商品又は提供したサービスについて買主が支払った価格を超えることはない。いかなる文書に規定されている違約条項についても、売主の役員が明示的に書面で受諾しない限り、売主に対して効力を有しない。上記の責任の制限に関する条項は、次の場合には適用されないものとする：(i) 売主の重過失又は故意から生じた責任、(ii) 売主の作為又は不作為から直接生じた死亡又は肉体的損傷。
- 21 .商標：買主は、売主の商標、商品名及びロゴ（以下、「売主商標」という。）の全て及びそれらに付随するのれんは、売主の専属的財産であることに同意する。買主に対して商品又はサービスを販売することは、売主が書面で明示的に許可しない限り、売主が買主に売主商標の使用権を与えることを意味するものではない。買主は、売主商標に関して、希釈、誹謗又は混乱を招くような方法で、商品の広告、販売促進、売り込み、又は宣伝を行わないものとする。買主は、その都度、事前に売主との間で書面によって明示的に合意しない限り、自らの販売促進又は広告の印刷物で売主の名前を使用し、又は売主あるいは売主の関連会社との提携を言明することはない。買主は、いかなる場合でも、売主商標の効力に異議を唱え、売主商標に関する権利を主張し、又は売主商標の意義を誹謗し、混乱させあるいは低下させようと売主が判断するような行為を行わないものとする。

- 22 .**買主の補償**：買主は、以下を含む、損害、負債、損失、費用又は出費に対する、一切の請求、要求、訴訟手続き又は訴訟について、売主及び売主の関連会社、後継者、譲受人、役員、取締役、従業員並びに代理人に対して、自らの単独の費用負担において、補償し、これらを擁護し、及び損害を与えないことを保障する：商品の使用、買主の商品への売主の商品の組み込み、商品の再販売、商品に関して売主の保障に含まれているものとは異なる、買主によって申込まれた保証又は救済手段の両方又はいずれか一方に起因する、関連する又は基づく解決の際に支払われた金額、弁護士費用及び訴訟費用。
- 23 .**税金及びその他の費用**：商品の価格には、売主及び買主との間の取引に査定される又は政府当局によって課される、売上税、使用税、消費税、付加価値税、関税、通関手数料、検査料あるいは検定料を含む、いかなる税金、様々な性質の手数料又は料金(以下、「税金等」という。)も含まれない。売主の純利益に課される又はそれに基づいて計算される税金を除く、現在の、遡及的な又は将来の税金等の金額は価格に加算されるものとする。その際、買主は、売主に対して税務当局が許容可能な非課税証明書を提示しない限り、当該税金等を支払う。
- 24 .**輸出管理**：買主は、商品及び商品の購入が、米国及び潜在的にはその他の国の様々な税関、輸出入を管理する法令及び規制に服することがあることに同意する。買主は、全ての適用法令及び規制(輸出国及び商品の原産国のものを含む。)に従う場合を除き、商品又は商品に関連する技術データを輸出又は再輸出しないことを言明し、保証する。
- 25 .**誤り**：売主の誤記は全て、訂正の対象となる。
- 26 .**仕様、技術及び設計の変更並びに特別検定**：売主は、自らの裁量で、買主に対して一切の責任を負うことなく、以下を行うことができる：(a) 商品の使用を変更することあるいは設計上あるいは技術上の変更を行うこと、(b) 商品の製造又は販売を中止すること、(c) 新商品について、当該新商品の公表の有無を問わず、開発を中止すること、又は (d) 商品の全部又は一部を陳腐化させるような特徴を有する新商品の製造及び販売を開始すること。売主は、買主から償還を請求されることなく、交換部品を含むあらゆる商品について、製造又は販売の両方又はいずれか一方を中止することが許されるものとする。上記に関わらず、売主は、改変され、又は製造あるいは販売を中止した商品について、当該商品を保有する限りにおいて、買主からの受注を受諾する。買主は、売主に対して、いかなる商品の仕様変更についても要求することができる。売主が、当該仕様変更の要求を受けた場合、両当事者は、対象商品の価格に結果として生じる変化について協議し、買主は売主に対し、陳腐化した原材料、仕掛品又は完成品の全て又はいずれかに係る費用を支払う。当該変更は、当該変更の効力発生日以降に発行された対象商品の注文に対してのみ影響を与える。売主が、別途書面で同意しない限り、買主が要求する商品に対する特別検定及び検査は全て、売主の施設において買主の費用負担で実施されるものとする。
- 27 .**秘密情報**：売主の全ての未公表の、秘密の又は機密の情報には仕様、サンプル、設計、計画、図面、文書、データ、営業活動、顧客リスト、価格設定、割引又は割り戻しが含まれるが、これらに限定されない。売主が買主に対して開示した、これらの情報は、口頭で開示され、又は書面あるいは電子的手段その他の形式で開示されあるいはアクセスされたかを問わず、及び「秘密」と表示され、指定され又は識別されていたかを問わず、当該情報は秘密であり、注文のためのみに使用され、また売主の権限ある代表者が書面にて承認しない限り、開示又は複写することはできない。売主の要求に応じて、買主は売主から受領した全ての文書及びその他の資料を速やかに返却するものとする。売主は、本項のいかなる違反に対しても、差し止めによる救済を求める権利があるものとする。本項は、以下の情報には適用されない：(a) 公知となっている情報、(b) 開示以前に買主が既知であった情報、(c) 買主が第三者から非秘密情報として正当に得た情報。売主から提出された図面、モデル、仕様書又はサンプルは、引き続き、売主のみに属する財産であるものとし、売主の権限ある代表者の署名のある文書において別段指示がない限り、買主はそれらを売主の秘密情報として取り扱うものとする。売主の書面による事前の同意がない限り、これらのもの又はこれらによって明らかにされる設計あるいは生産技術を使用又は開示してはならないものとする。両当事者が別途書面で合意しない限り、売主、売主に指定された関連会社又はライセンサーは、買主が売主に関連する費用を払い戻した場合であっても、売主によってその全部又は一部について考案、開発、製作又は供給された、商品又はサービス及び本約定に従って販売又はライセンス付与された商品又はサービスに係る全ての改変に関連する、全ての知的財産権及び技術上又はその他全ての情報に対する一切の権利、所有権、利益を保有するものとする。買主はいかなる場合でも、本約定に規定されている権利、所有権、利益を侵害し又は侵害を意図する行為又は物事に貢献し、これらを実行し、又は実行される原因を与えてはならない。
- 28 .**担保権**：本約定に基づく買主の支払及び履行の担保として、売主は買主に対し、売主が商品への支払全額を受領するまでの間、取消不能なスタンドバイ信用状の付与を要求することができ、又は本約定に従って購入した全ての商品、及び保険料全額を含むその収益に担保権を付与することを要求することができる。買主は売主に対し、本約定に規定された当該担保権を保護及び完成するために必要な、貸付証書及びその他の書類に署名して提出することを許可する。
- 29 .**通知**：売主への通知は全て、それらが売主に対して効果を有するためには、受領証明付き配達証明郵便又は全国的に認められた宅配便によって売主の本部宛に書面で送付されなければならない。当該通知は受領日に効力が発生する。売主は、通知を受領するその他の個人を書面で指定し及び通知先の住所を変更することができる。

- 30 . 譲渡:** 買主は、売主が事前に書面で承認しない限り、売主が受領した注文又はその権利、責任、義務あるいは関連する利益の譲渡、移転又は委譲を行うことはできない。売主は、現地法が許容するように、以下の場合、違約金なしで、自らが受諾した注文を終了又は取り消すことができる：(i) 買主の全ての、又は実質上全ての株式が売却された場合、(ii) 買主の全ての事業又は実質上全ての資産が売却され、又は譲渡された場合、(iii) 買主の経営又は支配に関して重大な変更が生じた場合。売主が事前に書面で同意しない限り、いかなる注文又は注文の利益の譲渡、移転、又は委譲も無効にすることができ、当該注文の終了又は取消の原因となる。本約定のいかなる部分も、当事者ではない人あるいは事業体に対し、どのようなものであれ、売主が受諾した注文、権利や権限を与えるものだと解釈されるものではない。いかなる人又は団体も、売主が受諾した注文の第三受益者となることはない。
- 31 . 権利不放棄:** 当事者のいずれか一方が権利又は救済を行使せず、又はその行使が遅滞することは、いかなる場合も、当事者がそれを遅れて行使し、又はその他の権利あるいは救済手段を行使することを妨げるものではない。
- 32 . 分離可能性:** 本約定のいずれかの規定が、無効、違法又は法的強制力がないと正当な司法権を持つ裁判所又は法廷によって判断された場合でも、当該規定は分離可能であり、そのように無効、違法又は法的強制力がないと判断された事実は、本約定の意図に従って実行されるべき本約定の他の規定には影響を及ぼさない。
- 33 . 不可抗力:** 売主は、自らの義務の不履行又は履行遅滞が、自らの支配が及ばない行為あるいは状況によって生じた場合又は当該行為あるいは状況によって引き起こされる限りにおいて、自らの義務の不履行又は履行遅滞について、買主に対して責任を負わず、また本約定又は注文の不履行又は違反とみなされないものとする。当該行為又は状況には、天災、洪水、火災、地震、爆発、政府の行為、戦争、侵略又は敵対行為、テロの脅威あるいはテロ行為、暴動、又はその他市民の暴動、国家の非常事態、革命、反乱、疫病、工場の閉鎖、ストライキあるいはその他の労働争議、運送業者に影響する制限あるいは遅延、あるいは十分あるいは適切な原料の供給の獲得不能あるいは遅滞、又は原料あるいは通信の断絶あるいは停電が含まれるが、これらに限られるものではない。売主は自らの唯一の裁量で、売主、売主の顧客、その他の流通経路及び買主との間で商品の在庫を配分することができる。不可抗力の事象が、6か月を超えて、売主が受諾した注文における履行を妨げ、又は遅延させた場合、当事者のいずれか一方は、相手方当事者に対して書面で通知することにより、違約金を課されることなく、当該事象によって影響を受けた受諾済みの注文を終了させることができる。
- 34 . 独立契約者:** 両当事者は、本約定によって生じた関係は独立契約者の関係であることに同意する。
- 35 . 法令遵守:** 買主は、現在又は将来有効な全ての適用法令及び規制を遵守する。当該適用法令及び規制には腐敗防止法が含まれるが、これに限定されない。買主が売主の代理人、卸売業者、又は再販売業者として行動する場合、買主は、買主又は買主のいかなる代理人についても、買主の発注日時点では、政府あるいは政府機関の役員、代理人あるいは従業員又は政党又は官職の候補者ではないことを証明する。買主は、本約定第35条の不遵守を招く可能性のある事態があれば、いかなる場合においても、速やかに売主に知らせるものとする。買主は、直接的又は間接的を問わず、売主の名前で、売主の代理で、又は売主の利益のために、政府、政府機関あるいは政府が所有あるいは統制する企業の役員、代理人あるいは従業員又は政党あるいは候補者に対して、金銭の支払、支払の約束、あるいは支払の承認又は価値のあるいかなる物品の提供、譲渡、譲渡の約束あるいは譲渡の承認を一切しないものとする。買主は、自社の取締役、役員、従業員及び代理人の各人に対し、本約定第35条の規定を遵守するよう要求するものとする。本条件の規定への違反があった場合、売主は、買主に対して通知をすることなく、及び買主に対して責任を負うことなく、直ちに取引関係を終了する権利を有するものとする。
- 36 . 機器類:** 注文書に示されている商品を製造するために開発された全ての用具、機器、金型及び計器（以下、「機器類」という。）は、売主の財産であり、所有権は売主が保有し続けるものとする。当該機器類は、係る代金の全部又は一部を買主が支払ったとしても、売主が事前に書面で同意しない限り、買主又はその他の者の両方又はいずれか一方に、機器類に関するあらゆる権利、所有権又は利益を移転するものではない。
- 37 . 存続:** 本約定の規定のうち、性質上、それらの規定上の期間を超えて、本約定に従って発行された注文が終了又は満了した後も引き続き効力を有するものは、以下の番号の規定が含まれますが、これらに限定されない：3、7-11、20-22、27、28、29-31、32、35-38
- 38 . 保証規定:** 買主は、該当する製品固有の保証書を受領及び受諾したことに同意する。
- 39 . 遠隔監視:** 売主は、商品にまたは商品の一部としてリモート データ監視デバイスをインストールすることおよび/または特定の接続された商品に商品の既存のリモート データ監視デバイスを使用することができる。売主およびその認可された第三者請負業者は、接続された商品の場所を監視する目的で、いつでもデータを監視、アクセス、表示、および/または使用することができる（ただし、義務ではない）。これにより、接続された商品の状態とステータスの判断、サービスのスケジュール設定、および/または全体的な顧客サービスの向上に役立つ。売主は、データの不当開示を防ぐために商業的に合理的な努力を払う。どんな時でも、売主は遠隔監視の全部または一部を終了、一時停止、および/または変更する権利を留保する。あらゆる遠隔監視サービスは「現状有姿」かつ「提供可能な範囲で」提供され、いかなる保証もない。売主は、信頼性、正確性、機能性、完全性、稼働時間、セキュリティ、適時性、および/またはパフォーマンスに関するすべての保証を明示的に否認する。これには、遠隔監視および/または関連するソフトウェア、ハードウェア、テクノロジー、データ、送信、ネットワーク、およびアプリケーションに関するものが含まれますが、これらに限定されない。